

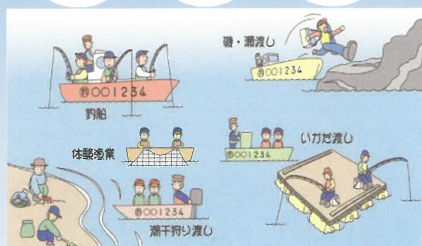
遊漁船を利用するみなさんへ

船舶により乗客を海面あるいは農林水産大臣が定める内水面(※)に案内し、釣りなどの方法で水産動植物を採捕させる事業を営む場合には、「遊漁船業の適正化に関する法律」の規定により、営業所のある都道府県に登録することが必要です。

登録されていない違法船で釣りなどをすることは、他の釣り人の迷惑になるばかりでなく、事故や海難など万が一のときにみなさんの安全や利益を損なうことがあります。無登録船は違法なので絶対に利用しないようにしましょう。

● 遊漁船業とは・・・

- ・釣り船
- ・仕立て船
- ・磯渡し
- ・瀬渡し
- ・潮干狩渡し
- ・いかだ渡し
- ・カセ釣り
- ・シーバス(すずき)釣りチャーターボート
- ・ブラックバス釣りチャーターボート
- ・観光定置網や底引き網などの漁業体験
(利用客による水産動植物の採捕を伴うもの)
- など



(※) 農林水産大臣が定める内水面とは、下記の10カ所です。
サロマ湖、風連湖、温根沼、厚岸湖、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦、加茂湖、浜名湖、琵琶湖、中海

● 登録遊漁船であることを確認しましょう

遊漁船を利用する際には、必ず標識の有無を確認してください。標識が見当たらない場合、登録を受けずに遊漁船業を営んでいる可能性があります。

遊漁船に掲げる標識



営業所と遊漁船に掲げる標識

遊漁船業者登録票	
氏名又は名称	
登録番号	
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
営業所の所在地	
遊漁船の名称	
遊漁船業務主任者の氏名	
損害賠償措置の保険期間	年 月 日から 年 月 日まで

● 遊漁船業者は、みなさんの安全・安心に心がけています

遊漁船業者は、遊漁船業の適正化に関する法律に基づき、水産動植物の採捕に関する制限・禁止や漁場の使用に関する制限の内容をみなさんに知らせるとともに、利用者のみなさんの安全や利益を守るため、次のことを遵守しています。

○ 損害賠償保険などへの加入

遊漁船業者の過失による事故や海難にあった場合に備え、一人当たりのてん補限度額が3,000万円以上の損害賠償保険や共済保険などに加入しています。

○ 利用者名簿の備え置き

みなさんが乗船した遊漁船が海難事故などにあった場合に、迅速に利用者の氏名や住所、案内した漁場の位置等を特定し、救助、捜索などに活用するため、利用者名簿を備え、1週間保存しています。必ず、出航前に必要事項を記入しましょう。

○ 遊漁船業務主任者の乗り込み

遊漁船における業務の責任者として、法律に基づく講習を受けた遊漁船業務主任者が乗船しています。遊漁船業務主任者は、みなさんに情報提供や的確な指示を行います。遊漁船業務主任者の注意に耳を傾けましょう。

○ 業務規程の作成

遊漁船業者が事業を営む際の規範となるもので、みなさんの安全を確保し、採捕に関するトラブルに遭うことなく釣りなどを楽しむために、遊漁船業者や遊漁船業務主任者などが行うべきことを定めています。

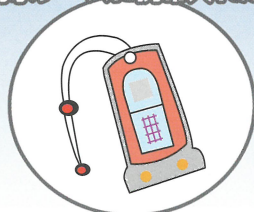
- ・悪天候などで出航を中止する基準
- ・海象が悪化したり、海難が発生した場合の対処方法
- ・漁場の適正な利用に関する事項
- など



● 安全を確保して、楽しい時間を過ごしましょう

遊漁船の利用者であるみなさんが行う安全対策は、自らの命を守る最も基本的なことです。以下のことについて日頃から実施するよう心がけましょう。

防水ケースに携帯入れた？



海のもしものは！



注) プレジャーボートを使ってプライベートで仲間と釣りを楽しむ行為、あるいは乗客を単に一定地点に運送する行為のみを行う事業、遊覧や飲食を提供する行為のみを行う事業は、遊漁船業に該当しませんので、登録は不要です。